

## 道に関する協定について

### 1 道に関する協定書の作成について

相談カード提出後に本課が提示した道の協定を結ぶ範囲の関係権利者と協議の上、道に関する協定書及び協定図の案を作成し、本課の事前審査を受ける。

事前審査完了の連絡後、関係権利者の承諾（署名押印）を受けた協定書等に必要書類を添付し、本課へ提出する。

### 2 道に関する協定書の提出について

協定書を本課へ提出するにあたって必要な書類は下記のとおりとする。

図書の種類	明示すべき事項
道に関する協定書	1 地名地番 承諾が得られたすべての地番を記載する。 2 延長及び幅員 幅員が一定でない場合は“〇〇.〇〇～〇〇.〇〇m”と記載する。 3 協定締結日 最後に承諾した関係権利者が記名・押印した日付を記載する。 4 協定する内容 その他の協定事項を追加することは可 5 関係権利者欄 (1)関係地番は当該道及び道となる地番を記載する (2)住所は現住所を記載し、登記事項証明書の住所と異なる場合は住民票を添付したうえで住所欄には「現住所」と記載する。 (3)氏名は権利者本人の直筆とし実印を押印、捨印を欄外に押印する。なお、関係地番は代表者において記入可。 (4)道の土地所有者から承諾を貰う際に、道の管理者（土地所有者以外）の有無を確認する。土地所有者以外に管理者がいる場合は、その者も関係権利者として承諾を貰うこと。
協定図	縮尺、方位、道の現況（杭・鋸等の境界（座標値）、既存ブロック塀、L型側溝等）、道の幅員、道の境界線（協定の範囲）、現況幅員、後退寸法、道の中心線、道の関係地番を明示する。 協定書と別に作成する場合は、関係権利者の実印にて割印を押印するか、関係権利者欄を設け署名及び実印を押印する。（捨印を余白に押印）
印鑑証明書	承諾日の前3ヵ月以内に発行されたものとする。

### 3 その他

- 登記されている権利者に相続等が発生し、相続登記前に相続人となる者が署名・押印する場合は、協定する土地の権利を有することを証明する書面（遺産分割協議書等）を添付し、氏名欄に被相続人の氏名及び相続人である旨を明記する。

なお、遺産分割協議書等の書面が無い場合は法定相続人全員が署名・押印し、法定相続人であることを確認できる被相続人及び相続人の戸籍謄本を添付し、氏名欄に被相続人の氏名及び法定相続人である旨を明記する。

- 婚姻又は離婚等に伴い登記事項証明書と関係権利者の姓が異なる場合は、旧姓を（ ）で併記する。
- 相談カード提出時から道の関係地番の所有者が変わっている場合は、当該土地の最新の登記事項証明書を添付する。